

# 公立大学法人富山県立大学施設等貸付要領

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要領は、公立大学法人富山県立大学固定資産管理細則第 16 条の規定に基づき本学における固定資産を学外者に貸付ける場合の事務手続を定めるものであり、法令その他規程に定めるものの他この要領の定めるところによる。

(貸し付けできる固定資産の範囲)

第 2 条 貸し付けできる施設等は、土地、建物及び附属工作物とする。

(貸付許可の範囲)

第 3 条 理事長は、法人における本来の用途又は目的を妨げない場合において、法人の施設等を、法人以外の者に一時的若しくは継続して貸し付けることができる。

2 前項に規定する「本来の用途又は目的を妨げない場合」とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 法人の業務の遂行上その必要性が認められる場合
- (2) 国及び地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合
- (3) 公共的又は公益的な見地から法人の施設等の利用が必要不可欠な場合
- (4) 法人の職員、学生及び来学者等の利便に資する場合
- (5) 使用の目的が、法人の事務又は事業を推進するうえに効果があると認められる場合
- (6) その他理事長が特別の事情があると認めた場合

(貸付けとみなさない範囲)

第 4 条 法人の業務遂行のため、法人が提供する次の施設は貸付けとみなさない。

- (1) 施設管理、清掃、警備等の役務を法人以外の者に委託した場合において、それらの役務の提供に必要な施設（当該役務の提供に必要な施設を委託者において提供することが慣習として

一般化しており、かつ、契約書に施設を提供することが明記されている場合に限る。)

(2) 前号に掲げるもののほか、法人の業務のため、法人が当該施設を提供するものと認められる場合

(貸付許可の手続等)

第5条 施設等の貸付許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、富山県立大学施設等貸付申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を原則として使用開始予定日の1カ月前までに、理事長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、貸付許可の更新を受けようとするときは、貸付けを許可された期間の満了の2カ月前までに申請書を理事長に提出しなければならない。

2 一時貸付許可を申請する場合にあっては、使用日の1月前までに申請書を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前3項の申請が適当であると認めたときは、申請者に対して富山県立大学施設等貸付許可書（別記様式第2号）（以下「許可書」という。）を交付するものとする。

4 理事長は、施設等の貸付けを許可するに当たって必要な条件を付した場合は、この条件を許可書に記載するものとする。

5 体育施設の一時貸付許可については、理事長が別に定める。

(貸付期間)

第6条 貸付期間は、原則として1年以内とする。ただし、電柱、水道管、ガス管、自動販売機その他これらに類する工作物の設置の用に供するとき、その他特別の理由があると認められるときは、5年を超えないものとする。

2 前項の期間は、更新することができる。この場合において、更新の期間は、前項の期間を超えることができない。

3 一時貸付を許可する単位は、一日とし、貸し付け時間は原則として午前8時30分から午後5時までとする。

(使用料)

第7条 施設等を貸し付ける場合の使用料等については、行政財産の使用料に関する条例（昭和39年富山県条例第13号）に定める使用料及び算定基準を準用する。

(使用料の納付)

第8条 施設等の貸付けを許可された者（以下「使用者」という。）は、前条に定める使用料を法人の発する請求書に定める期日までに法人の定める方法により納付しなければならない。

2 一時使用を許可された場合は、使用開始又は申請と同時に使用料を納付しなければならない。

ただし、体育施設の一時使用については、申請と同時に使用料を納付しなければならない。

3 既納の使用料は、原則として返還しない。ただし、借受人の責めに帰さない理由により施設等を使用できない場合又は管理運営上の必要のため貸付許可を取り消した場合は、請求によりその一部又は全部を返還するものとする。

(光熱水料等の負担)

第9条 使用者は、電気、ガス、水道等を一定の量を超えて使用する場合は、第6条の使用料とは別に光熱水料を負担しなければならない。

2 使用者は、前項の使用料に加えて、賠償責任保険料、財産保険料、冷暖房費その他管理上の経費が必要となる場合は、その料金を負担しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 理事長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全額又は一部を減免することができる。

(1) 国及び他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供する場合

(2) 教育の用に供する場合

(3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供する場合

(4) 災害により使用者がその使用物件を使用目的に供し難いと認められる場合

(5) 法人の施設を使用又は利用する者の福利厚生のため当該施設の一部を食堂、売店等の用に供する場合

(6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要があると認める場合  
(許可の取消)

第11条 理事長は、使用者が次の各号に該当するときは、速やかに必要な是正措置を命じ、又は貸付許可を取り消すものとする。

(1) 貸付許可の条件に違反したとき

(2) 申請書の記載事項が事実と反するとき

(3) 当該使用により施設等の本来の目的又は用途に支障を来すおそれが生ずると認められるとき

(4) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれが生ずると認められるとき

(5) 法人において、当該施設等を使用する必要が急遽生じたとき

(原状回復等)

第12条 使用者は、使用が終了したときは、速やかに原状回復のうえ、当該施設等を法人に返還しなければならない。

(弁償責任)

第13条 使用者は、その責めに帰すべき事由により施設等を損傷し、又は亡失したときは、理事長の指示に従い、直ちに復旧するか、又はその費用を弁償しなければならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領を実施するために必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。